

# 専修学校教員資格認定申請書

平成 年 月 日

社団法人群馬県専修学校各種学校協会  
専修学校教員資格認定機構 様

住所.....  
.....

氏名.....<sup>㊤</sup>  
(旧姓 )

私は、下記の文部科学省令「専修学校設置基準」に基づく専修学校教員資格の認定を、専修学校教員資格認定機構指定の必要書類を添付して、申請いたします。

## 記

### 【専修学校の専門課程の教員】

- 第18条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。
- 1号 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者
  - 2号 学士の学位を有する者にあつては2年以上、準学士の称号を有する者にあつては4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
  - 3号 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において2年以上教諭の経験のある者
  - 4号 修士の学位又は学位規則（昭和28年文部省令第9号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者
  - 5号 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
  - 6号 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

### 【専修学校の高等課程の教員】

- 第19条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。
- 1号 前条各号の一に該当する者
  - 2号 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して4年以上となる者
  - 3号 準学士の称号を有する者で、2年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
  - 4号 学士の学位を有する者
  - 5号 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

### 【専修学校の一般課程の教員】

- 第20条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。
- 1号 前二条各号の一に該当する者
  - 2号 高等学校又は中等教育学校卒業後、4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
  - 3号 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

以上

申請料・講習会費払込の証

郵便振替払込請求書兼受領書貼付